

9月7日（月）

平成 27 年 9 月 7 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成27年9月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、日高博之議員、太田清海議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る8月28日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成27年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計22件、その内訳は、補正予算2件、条例6件、予算・条例以外14件であります。このほか4件の報告があります。また、さらに決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から10月14日までの38日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月10日から2日間の日程で代表質問、14日から3日間の日程で一般質問を

行います。

代表質問については、質問人数を4名とし、質問の順序及び時間は、まず、自由民主党120分以内、次に、県民連合宮崎60分以内、続いて公明党40分以内といたします。

次に、一般質問については、質問人数は合計14名以内とし、質問順序は9日が締め切りとなっている発言通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。9月17日から3日間の日程で各常任委員会を開催していただき、29日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案の上程が行われた後、10月2日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月2日から9日までの間に開催していただき、10月14日の最終日に、付託された議案の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日より10月14日までの38日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第22号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第22号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成27年9月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、ミラノ国際博覧会についてであります。

先週9月2日から5日までの4日間にわたり、イタリアで行われているミラノ国際博覧会において、「神々の宿る地 宮崎の食」をテーマに、本県の食や神話、観光等の魅力のPRを行ったところであります。

また、初日には、星原議長を初め多数の議員の皆様を御臨席を賜り、まことにありがとうございました。

ございました。

期間中は、1万5,000人を超える観客に対して、海外初となる西都市の銀鏡神楽奉納や宮崎牛等の調理パフォーマンス、さらには参加企業による食材の試食提供及びその感想の調査などが行われました。圧倒的な満足度であった宮崎牛を初め、全般的に高い評価をいただくことができ、安全・安心で質の高い「食」の魅力や、宮崎の伝統や文化の奥深さなど、しっかりとアピールできたものと考えております。

今回の出展で得られた県産品に対する評価や課題、EUの方々との交流を生かして、今後とも、県内企業の海外展開等を積極的に支援してまいりたいと考えております。

2点目は、口蹄疫終息5周年式典についてであります。

去る8月27日に口蹄疫終息5周年式典を川南町で開催いたしました。この式典にも、星原議長を初め多数の議員の皆様を御臨席を賜り、まことにありがとうございました。

当日は、家畜防疫に関する講演に加え、本県畜産の新生に向けた新しい取り組みの事例発表や「みやざき畜産新生」の取り組み宣言が行われました。特に、次代を担う若い後継者の力強い発表などに大変心強く感じたところであります。

口蹄疫の終息から5年という一つの節目を契機に、引き続き「忘れない そして前へ」という強い信念のもとで、家畜防疫対策をしっかりと講じながら、畜産業はもとより、本県産業の着実な再生と新たな成長に取り組んでまいります。

3点目は、国民体育大会等についてであります。

去る7月22日に公益財団法人日本体育協会か

ら、平成38年第81回国民体育大会の開催申請書提出県として了解されたとの連絡をいただきました。これをもって国体開催の内々定をいただいたことになり、あわせて第26回全国障害者スポーツ大会も本県で開催されることとなります。

国民体育大会については、昭和54年の「日本のふるさと宮崎国体」以来、47年ぶりの開催となります。今後、県議会の皆様を初め、市町村、関係団体等との連携を図りながら、着実に準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計69億8,999万円、特別会計1,898万円であります。このうち一般会計の歳入財源は、国庫支出金5億8,304万8,000円、財産収入32万7,000円、寄附金4,000万円、繰入金5億590万9,000円、繰越金58億6,070万6,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,048億4,199万円となります。

以下、補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「地域医療介護総合確保基金積立金」につきましては、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、消費税率等の引き上げによる増収分を財源とする国の交付金及び県費を基金に積み増すものであります。

この基金を活用した主な事業であります。 「地域医療介護総合確保計画推進事業」につきましては、病床の機能分化・連携等を促進するための調査・研修や基盤整備等の支援を行うものであります。

また、「脳卒中連携体制構築支援事業」につきましては、急性期脳梗塞患者の後遺障害の軽減を図るため、宮崎大学と地域の医療機関が連携して行う急性期血栓溶解療法の普及促進等の支援を行うものであります。

さらに、介護従事者の確保・定着を積極的に進めるために、関係団体が連携して人材の確保・定着に向けた取り組みの検討を行う「介護人材確保連携強化事業」や、介護分野への就職を検討している未経験者を対象とした就業実践講座の開催を支援する「介護未経験者就業支援事業」、初任者の資質向上を目的とした研修の受講を支援する「介護職員就業・定着促進事業」、再就職を検討している介護職経験者を対象とした復職に向けた研修を支援する「潜在介護職員再就業促進事業」などを計上しております。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金の上乗せ交付金の活用を予定している主な事業であります。 「12県合同「いいね！地方の暮らしフェア」開催事業」につきましては、移住先としての本県の魅力をPRするため、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が首都圏において開催する移住フェアの経費を加盟12県が共同で負担するものであります。

また、「総合農業試験場発「食品分析法人」育成事業」につきましては、本県産農産物のさらなる信頼性・競争力の確保等を図るため、最先端技術による残留農薬等の分析・研究を行う新たな拠点の整備を行うものであります。

さらに、「アグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業」につきましては、最新の農業技術と経営管理能力を兼ね備えた即戦力の人材を確保・育成するため、県立農業大学校を拠

点に産学官連携により新技術の研修を行うとともに、新技術を活用した農業実践の支援を行うものであります。

これらの事業のほか、「東九州新幹線調査事業費負担金」につきましては、東九州新幹線の整備に向け、東九州新幹線鉄道建設促進期成会が実施する調査に係る経費を大分県と共同で負担するものであります。

また、「実費徴収補足給付事業」につきましては、認定こども園や幼稚園、保育所等を利用する生活保護世帯等の低所得世帯に対し、給食費や教材費等の一部補助を行うものであります。

さらに、「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業」につきましては、本県に対するふるさと納税が、当初見込み額以上の増収が見込まれますことから、増収見込み額を歳入に計上するとともに、返礼品等の経費の増額を行うものであります。

主な事業についての説明は以上であります。これらの事業のほか、平成26年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積み立てを行うこととしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、厳しい財政状況を踏まえ、法人県民税の法人税割における超過税率の適用期限を延長するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の

施行に伴い、引用する条文の改正を行うものであります。

議案第5号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、県が保有する特定個人情報の利用及び提供の制限等に関する規定の改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」は、災害対策基本法の改正に伴う用語の変更など、関係規定の改正を行うものであります。

議案第7号「宮崎県がん対策審議会条例」は、がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、登録により得られた情報の利用・提供や、がん対策に関する審議を行う附属機関を設置する条例を制定するものであります。

議案第8号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」は、内水面漁業の振興に関する法律施行令の改正に伴い、内水面漁業の振興に関する法律に違反した者について、ウナギ稚魚の取り扱い登録の拒否対象とするため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号「国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」は、国による負担金の確定に伴い、平成27年2月定例県議会で議決された市町村負担金について変更するものであります。

議案第10号「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本県の実情に応じた施策に関する基本的な計画を策定することについて、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号「第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について」は、本県の教育課題や社会情勢等の変化に伴い計画を変更するものであり、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、公安委員会委員佐藤勇夫氏が平成27年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として江藤利彦氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第13号は、教育委員会委員近藤好子氏が平成27年10月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員として春日由美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、なお効力を有することとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第14号から議案第22号につきましては、公害審査会委員9名が平成27年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち、議案第15号は、公害審査会委員由良清香氏の後任委員として山田文美氏を、議案第18号は、公害審査会委員外山與子氏の後任委員として岩崎恭子氏を、また、議案第14号外6議案につきましては、公害審査会委員洲崎達也氏外6名の委員の後任委員として、同じく洲崎達也氏外6名をそれぞれ任命いたしたく、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要につ

いて御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から9日までは、議案調査のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時18分散会